

特定非営利活動法人 アイキャン 定款

■第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アイキャンという。英語名は、International Children's Action Network という。通称として、国際子どものアクションネットワーク及び ICAN を使用する。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を 愛知県名古屋市中区 に置く。

■第2章 目的と事業

(目的)

第3条 この法人は、アイキャンな人(社会問題に対して、「できること」を実践する人)を増やすことで、世界中の子どもたちが享受できる平和な社会をつくることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の項目に該当する特定非営利活動を行う。

- ① 特定非営利活動促進法第2条別表第2号(社会教育の推進を図る活動)
- ② 特定非営利活動促進法第2条別表第7号(環境の保全を図る活動)
- ③ 特定非営利活動促進法第2条別表第8号(災害救援活動)
- ④ 特定非営利活動促進法第2条別表第10号(人権の擁護又は平和の推進を図る活動)
- ⑤ 特定非営利活動促進法第2条別表第11号(国際協力の活動)
- ⑥ 特定非営利活動促進法第2条別表第13号(子どもの健全育成を図る活動)

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

- ① 貧困や紛争、人権侵害に苦しむ人々の状況を改善するための地域開発事業。
- ② 自然災害に苦しむ人々の状況を改善するための緊急救援事業。
- ③ 貧困や紛争、人権侵害や自然災害の被害をなくすための講演や研修、人材育成、助言、情報提供、調査、交流、啓発、広報、評価、出版事業。
- ④ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

(2)その他の事業

- ① 物品販売事業。
- ② イベントの実施事業。

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

■第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- ② 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、この法人の定款を承認し、代表理事が別に定める入会申込書を法人に提出し、所定の入会金および会費を納入すれば代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した入会金、会費及びその他拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(退会)

第9条 会員は、退会の届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

- ① 死亡したとき。団体にあつては解散したとき。
- ② 会員が正当な理由なく会費を継続して1年以上滞納したとき。
- ③ 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において過半数の議決に基づき除名することができる。

- ① この定款又は規則に違反したとき。
- ② この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

■第4章 役員および職員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 3人以上20人以内
- ② 監事 1人以上2人以内

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事は、正会員(団体にあつてはその代表者)でなければならない。
- 3 監事は、正会員(団体にあつてはその代表者)であるかどうかを問わない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼任することができない。
- 5 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- ① 代表理事 1名
- ② 副代表理事 1名以内
- ③ 専務理事 1名以内
- ④ 常務理事 7名以内

6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第13条 代表理事は、この法人の業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、この法人の常務を掌理する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担して処理する。
- 5 理事は、理事会の構成員として、法令、定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- ⑤ 1号、2号の点について理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期及び欠員補充)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において過半数の議決に基づいて解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反があると認められるとき。
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は理事会の決議により有給とすることができ、その余の役員は無給とする。

- 2 前項の有給の役員員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

(職員)

第18条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は代表理事が任免する。

4 理事は事務局長もしくは職員と兼職することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

■第5章 総会

(総会の構成)

第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であつて、正会員をもつて構成する。

2 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の機能)

第20条 総会は、以下の事項について決議する。

① 定款の変更

② 解散

③ 合併

④ 事業報告及び決算の承認

⑤ 役員を選任又は解任、職務及び報酬

⑥ 入会金及び会費の額

⑦ 借入金(その事業年度内の収益をもつて償還する短期借入金を除く。第41条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

⑧ その他この法人の運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第21条 定時総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

② 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。

③ 第14条第4号に基づき、監事から招集があつたとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号によつて監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、すくなくとも5日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会においては、正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の総数の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電子メール等の電子媒体(以下「電子媒体」という。)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(総会における書面表決等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(会議の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 日時及び場所

② 正会員の合計総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合に合つては、その数を付記するこ

と。)

- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電子媒体により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 総会があったものとみなされた事項の内容
- ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 総会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

■第6章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事をもって理事会を構成する。

2 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 事業計画及び予算の決定並びにその変更。
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- ③ 総会に付議すべき事項。
- ④ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第29条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 代表理事が必要と認めたとき。
- ② 理事総数の3分の1以上から会議

の目的である事項を記載した書面あるいは電子媒体をもって招集の請求があったとき。

- ③ 第14条第5号の規定に基づき、監

事から招集の請求があったとき。

2 代表理事は前項第2号及び前項第3号の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならないが、代表理事がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。

3 代表理事は、理事総数の3分の2以上の承認を得て、電子媒体による理事会を開催することができる。

(理事会の議事)

第30条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

2 理事会においては理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。

4 前条第3項の電子媒体による理事会においては、理事は電子媒体をもって表決することができる。

(表決権)

第30条の2 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面および電子媒体をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第30条第2項及び第30条の3第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条の3 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面及び電子媒体による表決者がある場合に合っては、その氏名を付記すること。)
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。

第6章の2 常任理事会

(構成)

第31条 代表理事は、理事会の承認を得て、3人以上の常任理事で構成する常任理事会を設置することができる。
2 常任理事は、代表理事、副代表理事、常務理事および代表理事が指名するその他の理事とする。
3 常任理事会の議長は、代表理事とする。ただし、代表理事が出席不可能な場合は、理事の互選によって選出する。

(権能)

第31条の2 常任理事会は、理事会から委任された事項および代表理事が緊急に処理すべきと判断した重要な事項を議決する。

2 常任理事会において議決した事項は、理事会に報告する。

(招集)

第31条の3

常任理事会は、代表理事が必要と認めた場合に代表理事が招集する。

2 常任理事2名以上から、招集の請求があった場合は、代表理事は、速やかに常任理事会を招集する。

(準用)

第31条の4 常任理事会においては、第30条(理事会の議事)、第30条の2(議事録)の規定を準用する。この場合において、「理事会」および「理事」とあるのは、「常任理事会」および「常任理事」と読み替える。

■第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 事業に伴う収益
- ⑤ 財産から生じる収益
- ⑥ その他の収益

(資産の区分)

第33条 削除

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第34条の2 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第35条 この法人の会計については、特定非営利活動に係る会計のほか、定款第5条第1項2号に規定する収益事業に関する会計を置く。また、必要により理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経て定める。

2 事業計画案および予算案は、毎事業年度開始前に理事会の承認を経た後、当該年度の総会に報告する。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第38条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第39条 決算は事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり4月30日に終わる。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

■第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において正会員の総数2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第43条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産手続き開始の決定
- ⑥ 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により法人を解散するときは、正会員の総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人の解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに有する残余する財産は、次のものに譲渡するものとする。

名 称 公益財団法人 日本ユニセフ協会
所 在 地 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の総数の4分の3以上の承諾を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

■第9章 公告の方法

(公告)

第46条 この法人の公告は、この法人の会報および掲示場に掲示するとともに、朝日新聞および官報等に掲載して行う。

■第10章 雑則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

■附則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、以下のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

代表理事 龍田成人
理事 伊藤洋子
理事 赤星千晶
理事 佐藤美保
理事 望月秀敏
理事 馬場正樹
理事 奥菌由紀子
理事 早川潔
理事 佐竹知信
監事 伊藤みどり

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第20条第4号並びに第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立の日から平成12年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の入会金は、第8条の規定にかかわらず無料とする。また、この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。但し、この法人の設立以前に、任意団体「アジア日本相互交流センター」の会員であり、かつ、

同団体の平成12年度の会費を既に納入したものは、この法人の平成12年度の会費を免除する。

(1)正会員の年会費

- | | |
|--------|---------|
| ① 一般会員 | 3000 円 |
| ② 維持会員 | 10000 円 |

(2)事業会員の年会費

- | | |
|---------------|---------|
| ① 里親維持事業会員 | 18000 円 |
| ② 給食事業会員 | 6000 円 |
| ③ 奨学金事業会員 | 6000 円 |
| ④ 医療支援事業会員 | 6000 円 |
| ⑤ 職業訓練作業所事業会員 | 6000 円 |
| ⑥ 農村開発事業会員 | 6000 円 |

(3)賛助会員の年会費 無料

■附則

- 1 この定款は、平成22年7月23日から施行する。但し、40条については平成23年5月1日から施行する。
- 2 この定款は、平成24年7月30日から施行し、平成24年5月1日から適用する。
- 3 この定款は名古屋市長の認証を受けた日(平成24年12月12日)から施行する。
- 4 この定款は、平成25年7月27日から施行する。
- 5 この定款は名古屋市長の認証を受けた日(平成25年12月24日)から施行する。
- 6 この定款は名古屋市長の認証を受けた日(平成26年11月27日)から施行する。